

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 5 日

業界団体各位

国土交通省土地・建設産業局建設業課

小型無人機の適正利用について

標記については、平成27年6月2日に、「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」が取りまとめられ、総務省、経済産業省及び国土交通省より、小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について、(別添1)のとおり小型無人機の製造者・輸入者・販売者(一覧は別添2)に対して要請が行われたところです。

今般、内閣官房より、本要請について小型無人機を利用する可能性のある団体へ周知するよう依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、本要請の内容につきご理解頂くとともに、貴団体傘下の会員に対して周知して頂くよう宜しくお願い致します。